

## 5. 整備（修復）計画

## (1) 整備の進め方

史跡玉丘古墳群は、広大な範囲に古墳が樹木等に覆われて点在することから、史跡を一様に整備・公開することは困難である。

また、整備は技術的にも財政的にも短期間で完了するものではなく、策定された理念のもとに長期にわたる息の長い事業となるため、本計画は下表のとおり、短期的あるいは中期的に整備するものと、長期的に整備を進めていくものとに分けることとする。

表 5-1 整備の進め方区分

整備の区分	整備の対象地区	古墳の名称
短期的整備	市街地ゾーン、公園ゾーン	笹塚古墳、マンジュウ古墳、玉丘古墳盗掘坑
中期的整備	公園ゾーン、市街地ゾーン	陪塚1・2号墳、実盛塚古墳、壇塔山古墳、逆古墳
長期的整備	山頂ゾーン、公園ゾーン	北山古墳、亀山古墳、クワンス塚古墳、玉丘古墳

## 1) 短期修復整備計画（市街地ゾーンを中心とする古墳の修復整備）

市街地ゾーンの逆古墳は、遺構の残存状態が比較的良好であるものの、笹塚古墳やマンジュウ古墳は墳丘の一部が崩落する箇所などもあるため、遺構の保存及び見学ポイント確保等の活用の観点から、遺構の修復整備を行い、公園整備を行った上で、史跡の活用を行う。その後、さらに将来において整備可能な逆古墳については計画的に取り組むことが必要である。

具体的には、以下に記す整備のポイントに留意した上で、墳丘や周濠の修復と、案内板や史跡境界杭の設置等を中心とする古墳の修復と都市計画公園の整備を行い、来訪者が自然の景観を楽しみながら、古墳の雰囲気を感じて体験できるものを目指していく。

また、公園ゾーンの玉丘古墳の主体部は盗掘坑の埋戻しによる修復整備を実施し、長持形石棺の復元展示を行った上で、史跡の活用を行う。その後、さらに将来において整備可能な箇所については計画的に取り組むこととする。

## 2) 中期整備計画（公園ゾーンを中心とする古墳の整備）

公園ゾーンの古墳群は、史跡の中核部の重要地区である。玉丘史跡公園には市所有の駐車場があり、ここを起点に市街地ゾーン及び山頂ゾーンへと一連に見学できる地点である。

この地区については、古墳群の様子を視覚的に再現、体験できるゾーンとし、段階的に整備を進めていく必要がある。

具体的には短期修復整備事業が終了する目途がついた段階で、基本計画の見直しを行い、これらの地区について優先順位も含め、詳細な計画を詰めていくこととなる。



図 5-1 玉丘史跡公園

## 5. 整備計画

また、公園ゾーンの陪塚1・2号墳や実盛塚古墳、壇塔山古墳、市街地ゾーンの逆古墳など遺構状況ともに不明瞭な部分が多いため、整備を進めるにあたっては、遺構の内容確認のための発掘調査等を、時間をかけて充分に行い、検討したうえで、整備の具体的な方針を決めていく必要がある。

整備の方法としては、古墳時代の古墳の雰囲気を目視的に体感できるように墳丘築造など当時の最先端の築造技術の遺構整備を基本とした整備をめざしていくものとする。



図 5-2 玉丘史跡公園 園内 MAP

### 3) 長期整備計画（山頂ゾーンを中心とする古墳の整備）

市街地ゾーンと公園ゾーンの2地区を中心とする古墳の整備後は、山頂ゾーンを中心とする古墳についても順次整備を進めていくこととなる。

具体的には短期及び中期整備事業が終了する目途がついた段階で、基本計画の見直しを行い、これらの地区について優先順位も含め、詳細な計画を詰めていくこととなる。

公有地化を含めた本格的な整備事業を行うにあたっては、現在一部が史跡ではない地区（亀山古墳）があり、整備を実施する際には追加指定を行っておく必要がある。

この地区の整備事業着手は将来的なこととなるが、この間もこれらの地区については、所有者の理解を得ながら、伐採やサインの設置等の保存修景の整備を進めていくこととなる。

また、将来において来訪者の便益に供するため、史跡各所にベンチや休憩所等、玉丘古墳群の中でも史跡には指定されていないジヤマ古墳や小山古墳などにも説明版を設置することを検討する。

## (2) 短期の整備計画

各古墳の修復整備について、表 4-2 より、緊急度の高い3つの古墳（玉丘古墳・笹塚古墳・マシユウ古墳）の整備（修復）計画を示す。

整備（修復）の方向性については『報告書』及び『整備計画案』を踏襲する。

### 1) 玉丘古墳

#### ①整備目標

- ・文化財としての最も好ましい状態での保存を図る。
- ・遺構自体の持つ価値の顕在化を図る。
- ・地域住民にとっての公園緑地的空間を創造する。
- ・特性のある核的歴史研究学習空間を創造する。
- ・加西市の代表的レクリエーション空間を創造する。
- ・加西市のシンボルづくりを進める。

#### ②整備の方向性

遺構の修復整備を積極的に行い、史跡の持つ価値の積極的活用を図る。

#### ③整備（修復）計画

##### ・墳丘部の樹木間伐

墳丘全体の樹木調査を行った上、風雨・根返りによる影響が遺跡におよぶと判断される枯死している樹木、老木、空洞化など痛みがある樹木は、個別に検討する。さらに、萌芽力の強い若木は、断幹による萌芽更新を行うことで、樹勢を抑え根茎の成長による墳丘への影響を減少させる。また、上空から見て前方後円墳の形状が分かるよう、樹木の伐採や枝打ちなどの方法を検討する。

##### ・主体部盗掘箇所の修復

真砂土等による埋戻しを行い、墳丘の復元を行う。現在ある長持形石棺底石についても、雨水の浸透による石棺石材の劣化を極力防ぐことができる方法を検討し、埋め戻しを実施する。

##### ・長持形石棺の復元展示及び説明版設置

長持形石棺のレプリカを作成し、史跡境界外で展示を行う。樹脂で作成する場合は四阿を設置する。設置場所については図 5-1 に示す場所が適していると考えられるが、四阿のデザインと合わせて検討が必要である。既存の施設を眺望の場所としてリンクさせ、より有効利用を図る。

また、後円部墳頂部の方形壇・埴輪樹立・玉石（川原石）敷き均し状況については復元模型展示やサイン展示による場所や方法を検討する。さらに、将来的に人が常駐する展示施設を作ることも検討する。

##### ・見学通路の整備

墳丘を登る際に滑りやすい場所を中心に、擬木階段による通路の整備を行う。

5. 整備計画

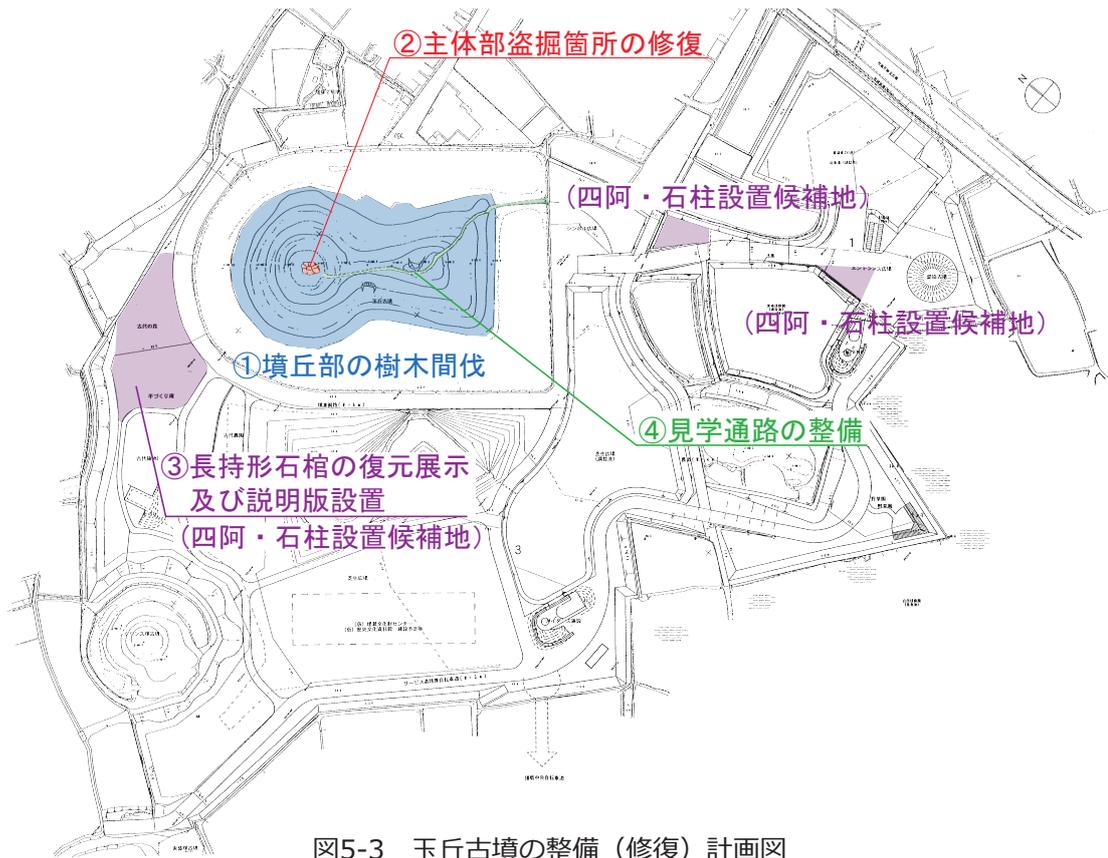


図5-3 玉丘古墳の整備（修復）計画図

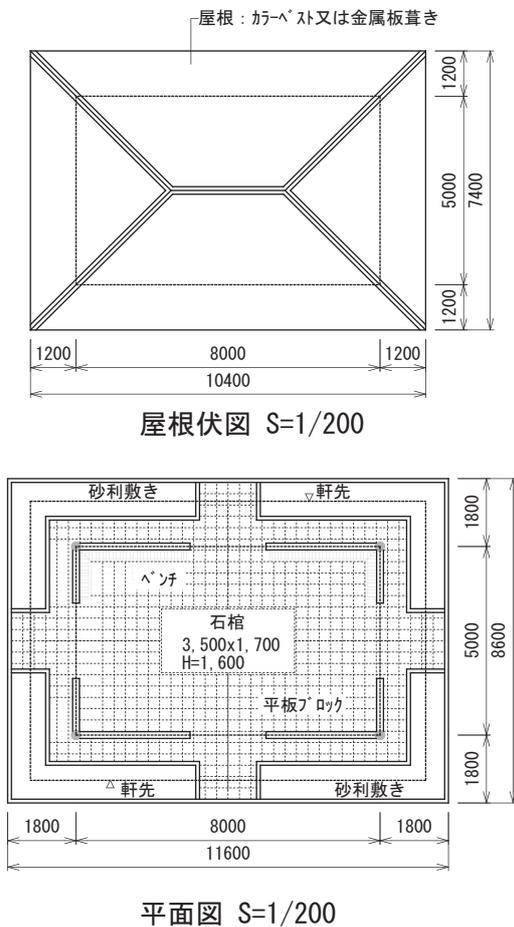


図5-4 石棺展示施設設計計画図（参考）

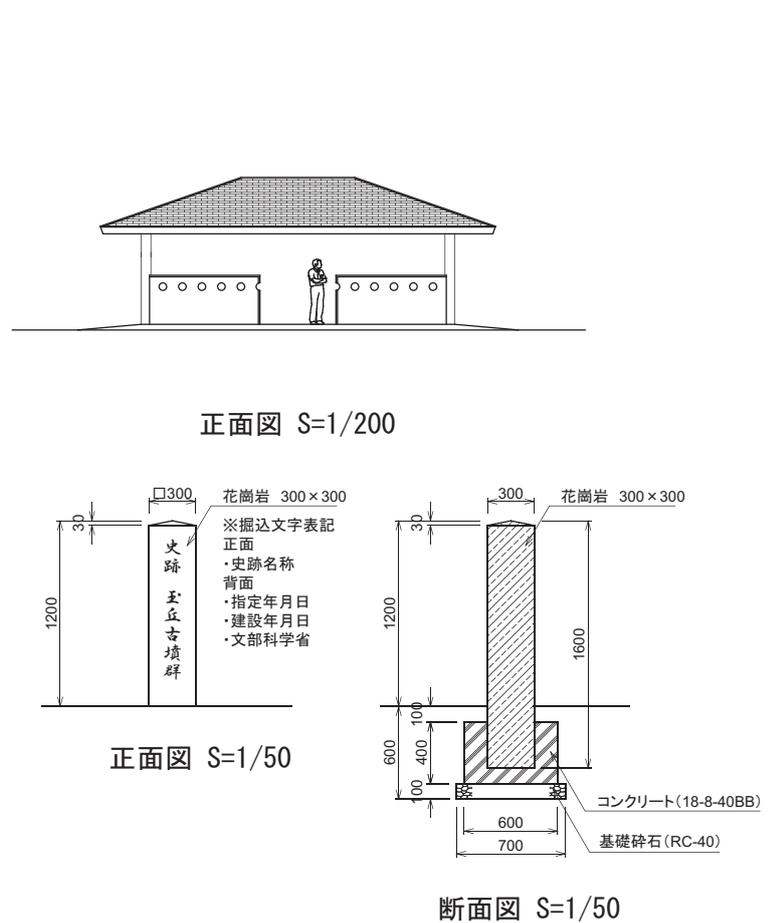


図5-5 石柱構造図（参考）

## 2) マンジュウ古墳

### ①整備目標

- ・地域住民にとっての公園緑地的空間を創造する。
- ・遺構自体の持つ価値の顕在化を図る。

### ②整備の方向性

周辺環境に適合した都市公園化整備をし、かつ、遺構の部分的な復元整備を行い、史跡の持つ価値の活用を図るための地域密着型都市計画公園整備を実施する。

### ③整備（修復）計画

墳丘の修復整備を行い、街区公園としても住民に親しんでもらえるよう整備を行う。復元にあたっては、墳形の特徴を失わぬよう留意し、復元図をもとに現地でのすり合わせを行う。

#### ・墳丘の修復整備

従来までの調査で確認した墳形、墳丘高、墳丘端ラインで修復を行うが、周辺の住環境を考慮し、墳丘高については現状の墳丘高に近い状態で修復する。また、崩落部の修復などには版築など伝統工法を用いる。

墳丘表面の保護盛土は、土を厚さ 30 cmほど敷きならして十分に締固めながら重ねるが、この際固化材を使用し、土壌安定剤などを用いた工法を採用する。さらに表面には天然芝など種子吹付を行い、法面の崩壊を防ぐ。また、天然芝など植物の定期的なメンテナンスを実施する。

#### ・周濠及び史跡地外の整備

天然芝、もしくはインターロッキングブロック舗装、土舗装を行う。周濠部分は芝の色（もしくは舗装種類）を変えることで位置の明示を行う。

#### ・見学通路及び説明版設置

市民や見学者に古墳に親しみを持ってもらい、様々な角度から古墳を見学できるようにするため、墳丘に擬木階段を設置する。また、古墳の説明版を設置する。説明版に記載する内容、形状、デザイン等は玉丘古墳群内の他古墳に設置する説明版と統一する。さらに道路側には看板を設置する。

#### ・史跡境界の明示

境界測量を行い、石柱、地先境界ブロック、芝（舗装）、の色分け等により、史跡境界を明示する。

## 5. 整備計画

### ・排水計画

墳丘裾から保護盛土の流出を防ぐため、墳丘に沿うように境界ブロックなどを設置する。周濠及び史跡地外には保護盛土をした上でインターロッキング舗装もしくは土舗装とするか、保護盛土の上に天然芝を張るものとする。雨水は表面排水によって公園外の U 字溝に排水するものとする。

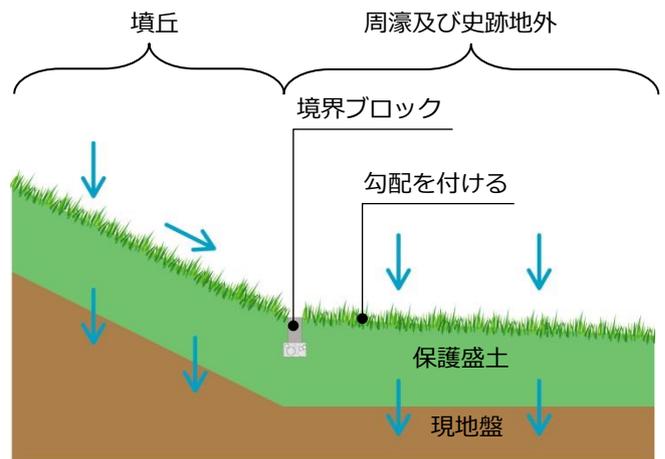


図 5-6 排水断面イメージ (芝舗装)

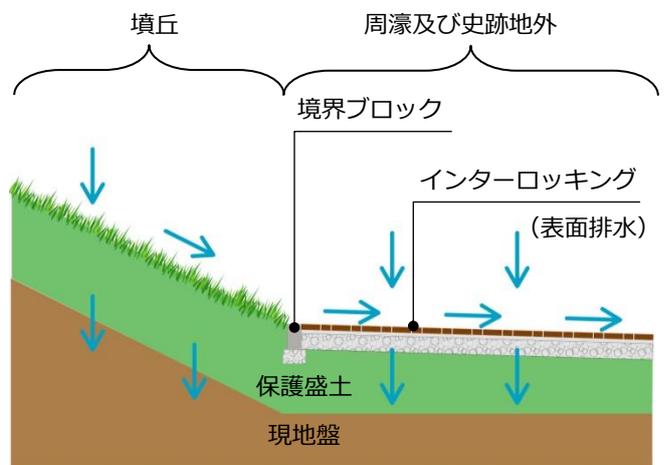


図 5-7 排水断面イメージ  
(インターロッキング舗装)

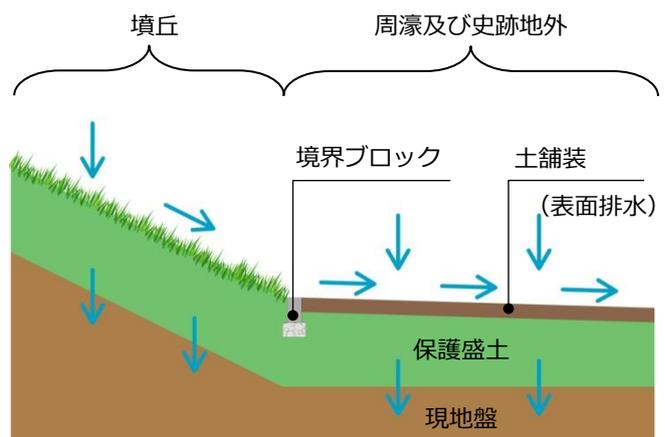


図 5-8 排水断面イメージ (土舗装)

# マンジュウ古墳公園整備

## ①墳丘の復元

### ・形状

平面の大きさについては「玉丘古墳群Ⅲ-マンジュウ古墳-」の墳丘復元図によるものである。断面の傾斜については盛土のり勾配を1:2とし、それより墳丘の高さを決定している。

### ・表層

墳丘については固化材を混ぜ、種子吹付による法面保護を行う。平地については天然芝、もしくはインターロッキング舗装、土舗装とし、周濠部は芝もしくは舗装種類を変えることによって明示する。

## ②公園施設の設置

- ・擬木階段
- ・説明版

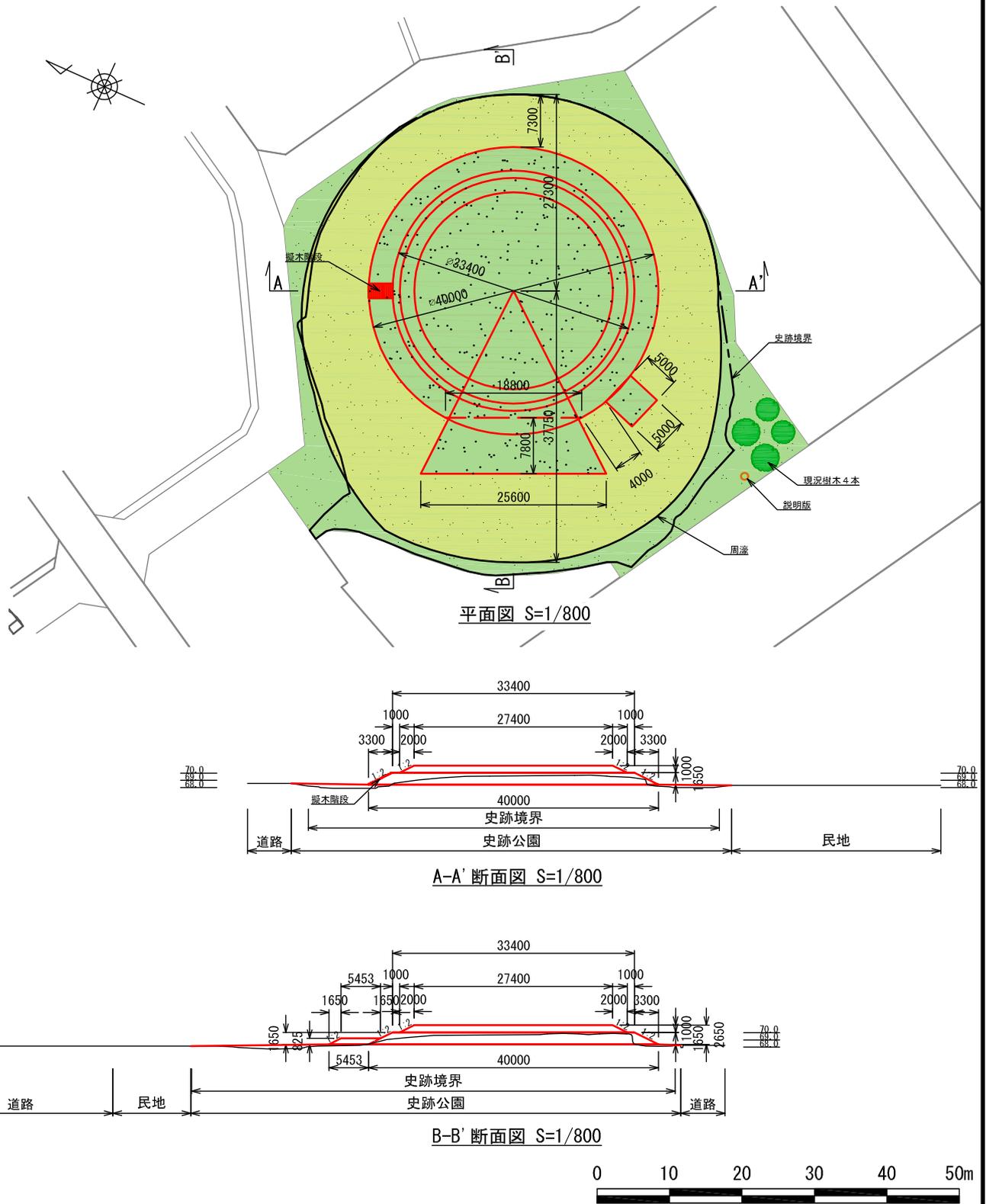


図5-9 マンジュウ古墳の整備計画図

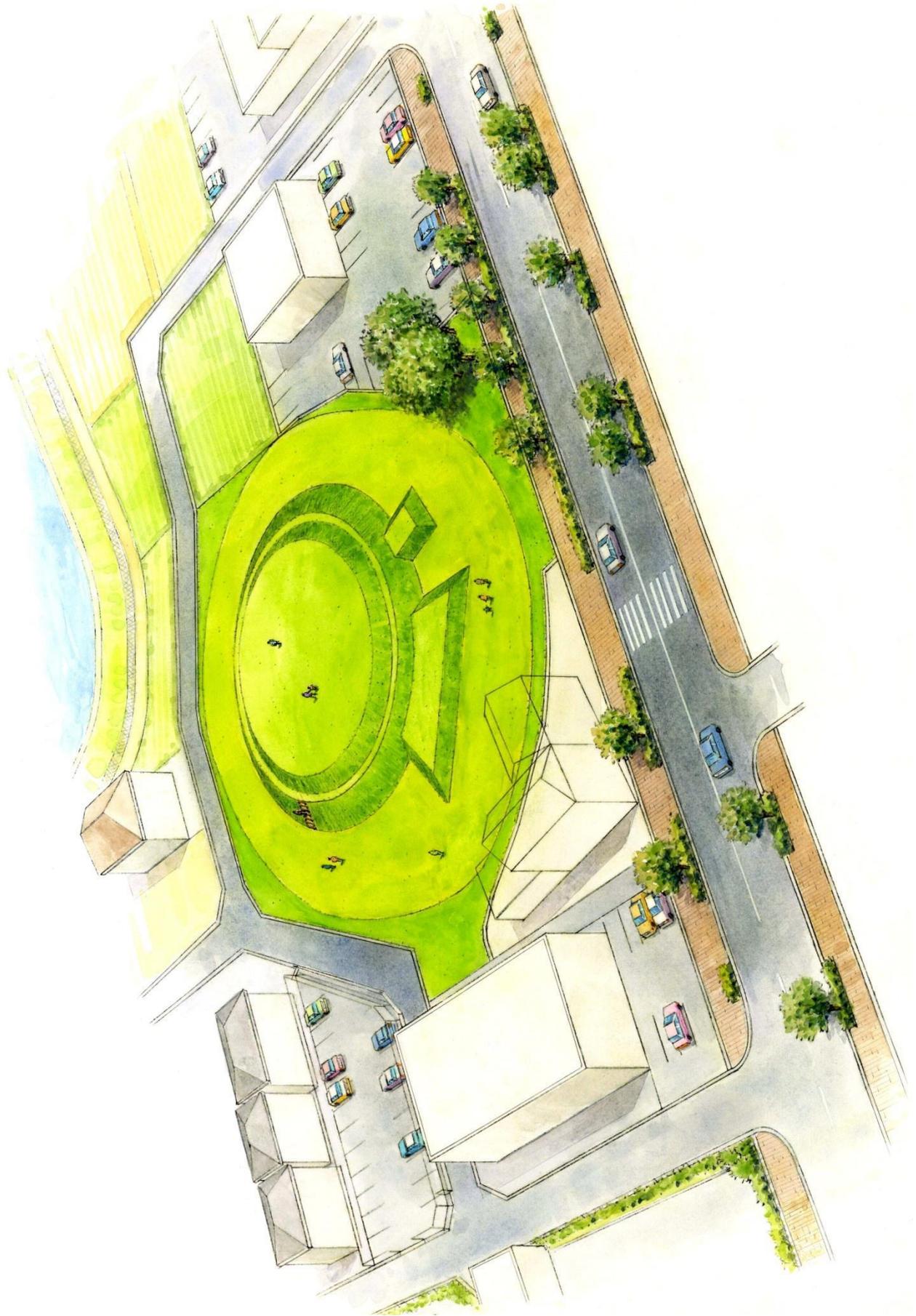


図 5-10 マンジュウ古墳整備イメージパース図

## 3) 笹塚古墳整備

## ①整備目標

- ・地域住民にとっての公園緑地的空間を創造する。
- ・遺構自体の持つ価値の顕在化を図る。

## ②整備の方向性

周辺環境に適合した都市公園化整備をし、かつ、遺構の部分的な復元整備を行い、史跡の持つ価値の活用を図るための地域密着型都市計画公園整備を実施する。

## ③整備（修復）計画

墳丘の修復整備を行い、街区公園としても住民に親しんでもらえるよう整備を行う。復元にあたっては、墳形の特徴を失わぬよう留意し、復元図をもとに現地でのすり合わせを行う。

## ・墳丘部の樹木伐採

石室への今後の影響を第一とすると、墳丘樹木はいずれも倒壊の恐れがあるため、伐採し盛土による根元の埋め込みを行い、整備後も根が再び生えてこないように定期的なメンテナンスを実施する。

## ・墳丘の修復整備

石室内環境の安定化には、崩落を防止するため砂などを入れることによって保護する。

従来までの調査で確認した墳形、墳丘高、墳丘端ラインで修復を行うが、周辺の住環境を考慮し、墳丘高については現状の墳丘高に近い状態で修復する。また、崩落部の修復などには版築など伝統工法を用いる。

墳丘表面の保護盛土は、土を厚さ 30 cm ほど敷きならして十分に締固めながら重ねるが、この際固化材を使用し、土壌安定剤などを用いた工法を採用する。さらに表面には天然芝など種子吹付を行い、法面の崩壊を防ぐ。また、天然芝など植物の定期的なメンテナンスを実施する。

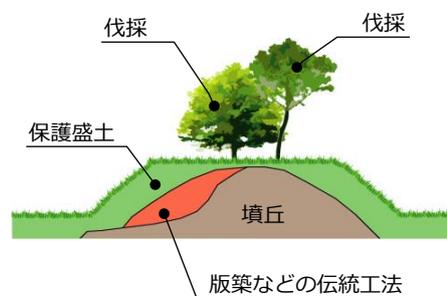


図 5-11 墳丘断面イメージ

## ・周濠及び史跡地外の整備

天然芝、もしくはインターロッキングブロック舗装、土舗装を行う。周濠部分は芝の色（もしくは舗装種類）を変えることで位置の明示を行う。

## ・見学通路及び説明版設置

市民や見学者に古墳に親しみを持ってもらい、様々な角度から古墳を見学できるようにするため、墳丘に擬木階段を設置する。また、古墳の説明版を設置する。説明版に記載する内容、形状、デザイン等は玉丘古墳群内の他古墳に設置する説明版と統一する。さらに道路側には案内板を設置する。

## 5. 整備計画

### ・史跡境界の明示

境界測量を行い、石柱、地先境界ブロック、芝（舗装）の色分け等により、史跡境界を明示する。

### ・排水計画

墳丘裾から保護盛土の流出を防ぐため、墳丘に沿うように境界ブロックなどを設置する。周濠及び史跡地外には保護盛土をした上でインターロッキング舗装もしくは土舗装とするか、保護盛土の上に天然芝を張るものとする。雨水は表面排水によって公園外の U 字溝に排水するものとする。

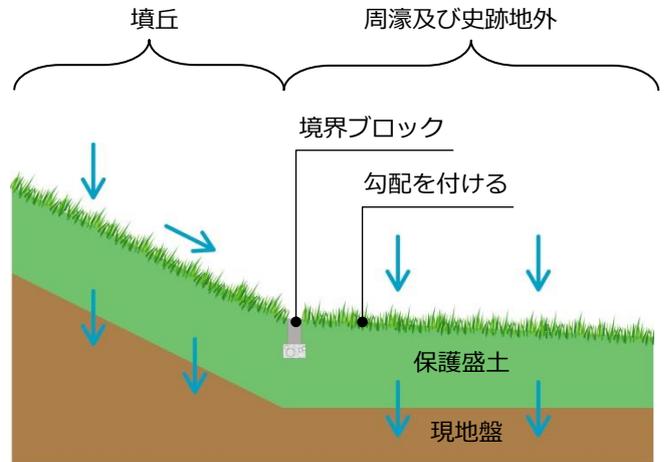


図 5-12 排水断面イメージ（芝舗装）

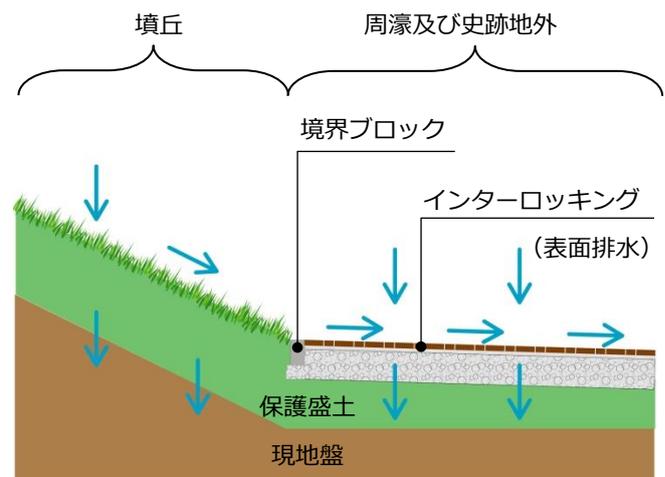


図 5-13 排水断面イメージ  
（インターロッキング舗装）

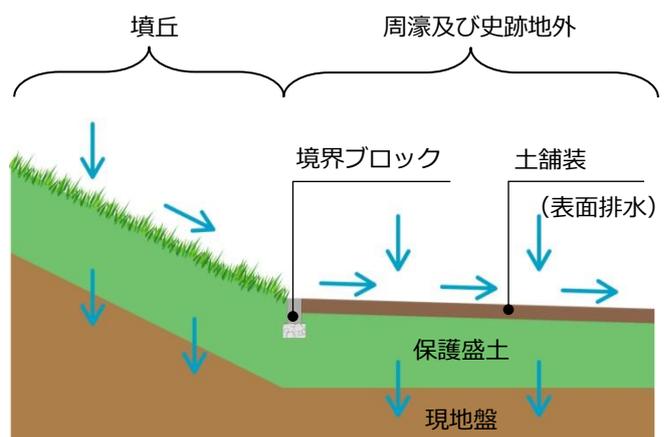


図 5-14 排水断面イメージ（土舗装）

# 笹塚古墳断面検討

## ①墳丘の復元

### ・形状

平面の大きさについては「玉丘古墳群Ⅱ-亀山古墳2・笹塚古墳-」の墳丘復元図に復元図によるものである。上段の大きさは不明なため、下段と勾配・高さを同じものになっている。断面の傾斜については盛土勾配を1:2とし、それより墳丘の高さを決定している。

### ・表層

墳丘については固化材を混ぜ、種子吹付による法面保護を行う。平地については天然芝、もしくはインターロッキング舗装、土舗装とし、周濠部は芝もしくは舗装種類を変えることによって明示する。

## ②公園施設の設置

- ・四阿
- ・擬木階段
- ・説明版
- ・駐車スペース（2台）

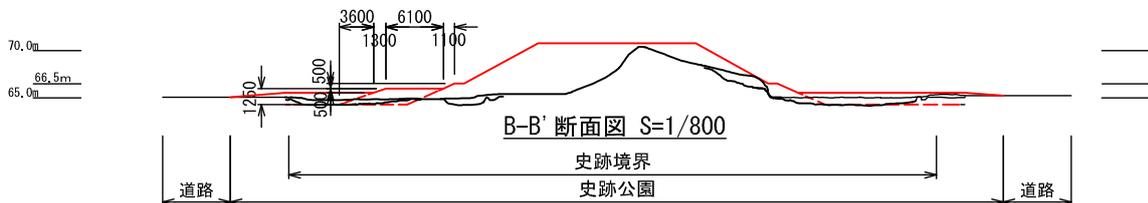
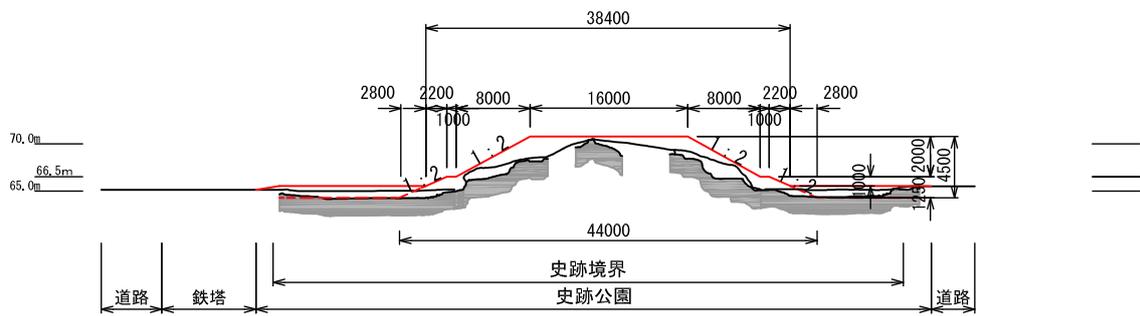
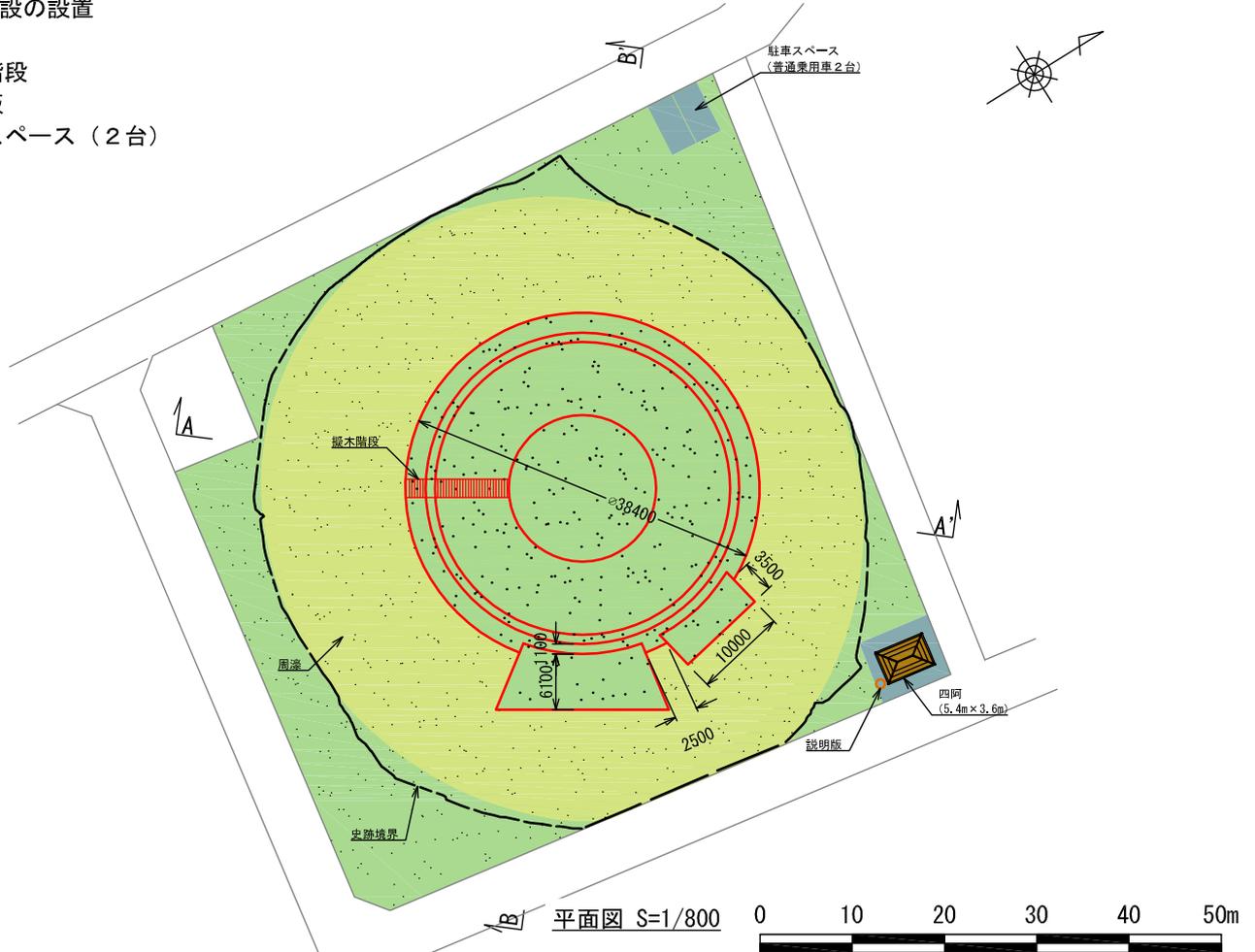


図5-15 笹塚古墳の整備計画図



図 5-16 笹塚古墳整備イメージパース図

## (3) 墳丘上の樹木の取り扱い

- ・ 陪塚1号墳・陪塚2号墳、壇塔山古墳、実盛塚古墳、逆古墳、北山古墳について、墳丘部の樹木伐採（もしくは間伐・断幹）を行い、墳丘の崩壊を防ぐ。
- ・ 萌芽力の強い若木は、断幹による萌芽更新を行うことで、樹勢を抑え根茎の成長による墳丘への影響を減少させる。
- ・ 墳丘復元のために覆土厚が深くなる部分の樹木については、枯死につながるため、遺跡への影響を考慮し個別に検討する。
- ・ 風雨・根返りによる影響が遺跡におよぶと判断される老木、空洞化など痛みがある樹木は、個別に検討する。
- ・ 孟宗竹の墳丘部分への拡大を抑える。

## (4) 説明版設置

玉丘史跡公園にある古墳以外の全ての古墳において、古墳の概要を示す説明版を設置する。掲載する内容は、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則により、平易な表現を用いて、①史跡等の名称、②指定年月日、③指定等の理由、④説明事項、⑤保存上注意すべき事項、⑥その他参考となるべき事項とし、指定に掛る地域を示す図面をあげるものとする。

設置場所は、史跡等の入り口付近の目立つ所が望ましい。また、設置する説明版のデザインは統一する。

- ・ 説明板には、名称「国指定史跡 ユクエピラチャシ跡」、指定年月日「昭和62(1987)年9月8日」、史跡の説明事項、その他参考となるべき事項が写真等を交え記載されており、指定に係る地域を示す図面を掲げている。

指定面積（公有化率）	73,997.86㎡（100%）
指定・選定地とその周辺状況	田園・丘陵地帯
指定・選定範囲の把握	範囲を把握し、地図に表示した資料を有する
現地での指定・選定範囲の周知	標識を設置している



図5-17 説明版設置完了状況



図5-17 説明版事例（史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書P24）

## 5. 整備計画

### (5) 史跡案内サイン

公園ゾーン、市街地ゾーン、山頂ゾーンをつなぐ道路の分岐点などの要所に史跡案内サインを設置し、玉丘古墳群のネットワーク化を図る。史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則により、石造りとするものとする。ただし、特別な事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。掲載する内容は、①史跡等の名称、②指定年月日、③建設年月日、④文部科学省の銘記とする。

形状等については、当該史跡等の管理のための必要な程度において、環境に調和するよう設置する。設置場所は、史跡等の入り口付近の目立つ所が望ましい。

また、玉丘古墳群内の既に消滅した古墳（小山古墳等）についても「〇〇跡」という標識を設置する。

標識の形状は文化財保護法では規定されていないが、石造りであること及び銘記する項目等が定められている。その条件を充たす事例として、ここで紹介する標識は景観にも配慮したものであり、多くの史跡等においても設置されている。

標識には、堀込文字で、正面に史跡の名称「史跡ユクエピラチャシ跡」、背面に指定年月日「昭和六十二年九月八日指定」、建築年月日「平成二十年陸別町」、文部科学省が銘記がされている。

指定面積（公有化率）	73,997.86 m <sup>2</sup> （100%）
指定・選定地とその周辺状況	田園・丘陵地帯
指定・選定範囲の把握	範囲を把握し、地図に表示した資料を有する
現地での指定・選定範囲の周知	標識を設置している

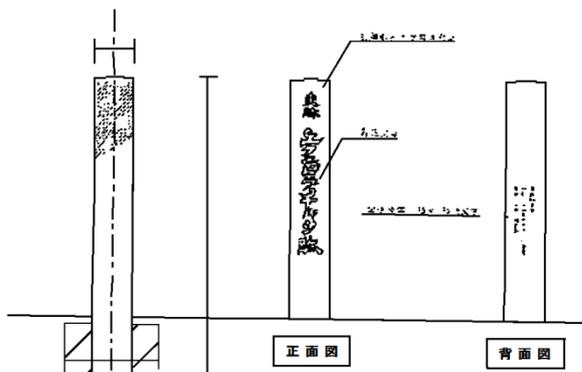


図 5-18 標識事例（史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書 P23）